

会議録

- 1 会議の名称：令和4年度 第1回君津市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定検討専門委員会
- 2 開催日時：令和4年5月31日（火）午後1時55分から午後3時6分まで
- 3 開催場所：君津市役所5階 大議会議室
- 4 会議の議題：
都市計画マスタープラン
（1）地区別構想について
（2）実現に向けた取り組みについて
立地適正化計画
（3）防災まちづくりの方針、取組方針・取組施策の展開について
（4）誘導施設の設定について
（5）誘導施策、計画の推進について
- 5 公開又は非公開の別：公開
- 6 出席した者の氏名（委員）：
寺木 彰浩 齊藤 敦 佐久間 宏行
高橋 晴樹（代理 小林輸送課係長） 刈込 徹
酒井 康行
出席した者の氏名（事務局等）：
建設部長 出口 勝
建設部建設計画課
副課長 隅田 洋一 都市政策係長 白石 晃
主任技師 藤村 弘靖 主任主事 木川 祐輔
千葉工業大学創造工学部都市環境工学科助教 磯野 綾
受託業者 玉野総合コンサルタント（株）
渡辺 哲広 池田 真実
- 7 欠席した者の氏名（委員）：
平野 陽一
- 8 傍聴人の数：1人
- 9 議事：

1. 開会

（司会）

事務局より、君津市審議会等の会議の公開に関する規則に基づき、会議録を作成し、公開することを報告した。

次に、平野委員が欠席であるが、「君津市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定検討専門委員会設置要綱第5条第3項」の規定に基づき、会議が成

立していることを報告した。

2. 議事

(司会)

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、「君津市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定検討専門委員会設置要綱第5条第1項」の規定により、委員長が議長を務めることとなっておりますので、寺木委員長に進行をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

(寺木委員長)

傍聴人の方をお願いを申し上げます。お手元の傍聴要領に記載されております注意事項を遵守していただきまして、傍聴していただきますよう、よろしく願いいたします。

(寺木委員長)

それでは、議事に入ります。お手元の議事次第に従いまして、まず都市計画マスタープランの(1)地区別構想について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

配布しております資料3を開いていただけますでしょうか。「地区別構想と実現に向けた取り組み」と書いてある資料です。

現行の都市計画マスタープランは、下の図のとおり、序章から始まりまして、第5章までの6部構成となっております。今回の改定につきましては、新しい総合計画の策定や社会情勢の変化を踏まえて行うものです。

本日の会議では、第4章と第5章を議題として、ご意見等をいただきたいと考えております。

2ページ目になります。こちらは第4章の地区別構想になりまして、表紙になりますので、続いて、3ページ目になります。4-1地区区分の設定。地区別構想は、地域の特性や特徴を踏まえて細かい単位でまちづくりの方針を定めるものです。本市では総合計画に基づき、都市計画区域を君津地区、都市計画区域外を小糸・清和地区と小櫃・上総地区とし、3地区に区分しております。

続きまして、4ページになります。こちらの図は、地区区分図です。左側の黄色で塗りつぶしてあるエリアが君津地区、真ん中の赤色が小糸・清和地区、右側の緑色が小櫃・上総地区となっております。

続きまして、5ページ目、4-2君津地区、1.地区の現状と課題、(1)現状。ここでは、地区の人口、面積、地理特性、都市機能、都市計画、土地の利用状況について整理をしております。その内容は5ページから始まりまして、8ページまでにな

っておりますので、8ページを開いていただけますでしょうか。

8ページ目の真ん中のところ、(2)課題。ここでは、君津地区における課題を整理いたしました。

続きまして、9ページ目、2. 地区の将来像。ここでは、君津地区の将来像を「君津駅周辺や君津インターチェンジ周辺などで新たな産業や交流機能の集積による拠点形成を行い、安心安全で質の高い暮らしの実現を目指します」といたしました。

3. 地区の施策方針。君津地区の施策方針としましては、さまざまなニーズに応える市街地の形成、立地適正化計画による拠点形成や人口密度の適正化です。

続きまして、10ページ目、君津駅周辺の利便性の向上や君津インターチェンジ周辺の拠点形成、自然環境の保全や活用、地域資源を活用した魅力の創出です。

続きまして、11ページ目、防災性の向上、産業環境の維持向上や立地誘導などを施策方針といたしました。

続きまして、12ページ目、君津地区の施策方針を施策方針図としてまとめました。ここまでの、君津地区の説明となります。

続きまして、13ページ目になります。4-3、小糸・清和地区、こちらにつきましても、地区の人口、面積、地理特性、土地の利用状況について整理しております。

続いて、15ページまで進めていただきまして、真ん中の(2)課題、こちらでは小糸・清和地区における課題を整理いたしました。

続きまして、16ページ目になります。2. 地区の将来像。ここでは、小糸・清和地区の将来像を「小糸小学校、旧秋元小学校周辺の拠点機能の充実を図るとともに、かずさアカデミアパークや鹿野山、清和県民の森周辺を活用し、様々な交流を育み、ゆとりと潤いのある地区を目指します」といたしました。

3. 地区の施策方針、小糸・清和地区の施策方針としては、観光資源の活用による拠点充実、観光農業の推進、小糸小学校周辺の拠点機能の充実や旧秋元小学校の新たな拠点形成です。

続きまして、17ページ目になります。公共交通の確保・充実やサービス向上などを施策方針といたしました。

続きまして、18ページ目になります。こちらでは、小糸・清和地区の施策方針を施策方針図としてまとめました。

続きまして、19ページ目になります。ここからは、小櫃・上総地区になっております。こちらもほかの地区と同様に、人口、面積、地理特性、土地の利用状況について整理しております。

21ページまで進めていただきまして、真ん中の(2)課題、小櫃・上総地区における課題を整理いたしました。

続きまして、22ページ目になります。2. 地区の将来像。小櫃・上総地区の将来像を「小櫃駅や久留里駅周辺等の拠点機能の充実とともに、観光資源の魅力向上や観光農業の展開などによって、様々な交流を育む地区を目指します」としました。

3. 地区の施策方針。小櫃・上総地区の施策方針をこちらで書いておりまして、観

光資源の活用による拠点の充実、観光農業の推進です。

続きまして、23ページ目になります。小櫃駅周辺及び久留里駅周辺の新たな拠点形成、公共交通の確保・充実やサービス向上などを施策方針といたしました。

続きまして、24ページ目になります。小櫃・上総地区の施策方針を施策方針図としてまとめました。

25ページ目になります。4-5. 全地区共通の施策方針。ここでは、すべての地区共通の施策方針として、良好な居住環境の維持・向上、優良な農地、豊かな森林の保全、景観の保全、脱炭素の取組などを26ページまでまとめております。

以上が、第4章の説明となります。事務局からの説明は以上となります。

(寺木委員長)

ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見がございましたら、よろしく願いいたします。

ないようですので、私から一点。通常、共通の施策方針というのははじめに表示するものではないでしょうか。

(事務局)

こちらの全地区共通の施策方針を最後に表示したのですが、施策方針を載せるときには、課題があって、それに基づいて施策方針というほうが自然かと思ひまして、まず全地区のそれぞれの地区の現状や課題を示させていただいた後に、施策方針としてそれぞれの地区を書いて、最後に全地区としたのは、それぞれの現状や課題について施策方針を立てたというところを見ていただこうと思ひて、現在のような資料の構成となっております。

(寺木委員長)

やり方として、ボトムアップとトップダウンと両方あると思うのですが、共通という言い方になると、総合計画から下りてくるようなやり方のほうがわかりやすいと思ひます。逆に、もしボトムアップでやるのであれば、トップダウン型の総合計画から下りてくるものと、それぞれの地区の課題との整合をとって、地区別のことをやれば総合計画の方針が実現できるといったチェックをするとわかりやすいのかなと思ひます。ご検討いただければと思ひます。

(事務局)

わかりました。総合計画との関係性や、またその実現について確認した上で、構成についても見やすいものを検討したいと思ひます。ご意見ありがとうございます。

(寺木委員長)

他にいかがでしょう。

都市計画マスタープランというのは、結構中途半端な位置づけでなかなかコメントしづらいのかなという気はしますが、今回はこれで案として決めなければいけないのですか。

(事務局)

今回は確定した内容というわけではなくて、委員の皆さんにご意見をいただき、その後に素案を作り、まとめた上でもう1度ご意見いただこうと思いますので、現時点では暫定版となります。

(事務局)

今日は外部の委員の方にご意見を伺うという場でございます。今後、市民の方に見せて意見を伺うという機会を設けますので、また意見が出れば修正等もあります。決してこれで確定というわけではございません。

(寺木委員長)

意見等が出てこないようなので、お手元に資料が届いてからそれほど時間もなかったのかなという気もしました。

(事務局)

わかりました。委員会後に意見等がありましたら事務局に申し出ていただければと思います。今日中ではなくても結構でございます。

(寺木委員長)

立地適正化計画まで含めて大体いつごろまでに意見を出せば、今回の資料に対して意見が反映されますか。

(事務局)

今週末ぐらいまでにご意見をいただければと思います。

(寺木委員長)

わかりました。それでは、ご意見が出ないようですので、この件につきましては、今週末ぐらいまでに事務局にご質問、ご意見等をご連絡いただければと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

(寺木委員長)

次の議題は、「都市計画マスタープランの実現に向けた取り組みについて」という(2)について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

資料3の27ページからになります。第5章 実現に向けた取り組み。

めくっていただきまして、28ページ目になります。5-1 実現に向けた基本的な考え方。考え方については、下の図のとおり、上から、都市づくりの基本理念、都市づくりの基本目標、実現に向けた取り組みと繋げていきまして、将来都市像の実現を目指してまいります。

続きまして、29ページ目になります。5-2 市民・事業者・行政の協働による都市づくり。ここでは、実現に向けた取り組みの中の協働による都市づくりの内容を記載しております。

次の30ページから32ページまでに、市民、事業者、行政のそれぞれの取組について記載しております。

続きまして、33ページ目の、5-3. 戦略的な都市づくり。ここでは、戦略的な都市づくりのための取組について、整理しております。

こちらの内容が35ページまで続いておりますので、36ページまでページを進めていただきまして、5-4. 適切な進行管理。将来都市像実現のため、PDCAのマネジメントサイクルによって、適切な進行管理に努めていきます。

続いて、37ページ目になります。都市計画マスタープランの達成度を評価するために、下表の評価項目や事業等の実施及び達成状況などを参考に検討し、それ以外の内容については、次回の改定時にアンケート調査を行い、評価をいたします。

第5章の説明は以上となります。

(寺木委員長)

ご説明ありがとうございました。1ページ目の3章と4章の実現、2章の目標に向けて3章と4章でどうやって実現していくかというところの取り組みを、具体的にどうするかというのは5章で語られているということだと思っておりますが、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(齊藤委員)

29ページの中に、市民と行政と事業者それぞれが協働でというイメージが書かれていて、これが本当に上手くいけばいいまちができるかなと感じているところなのですが、実は私どもの君津商工会議所で、君津インターチェンジ周辺の話をよく地区の方たちとさせていただいております。その中で、その地区に住んでいらっしゃる皆さんがよくおっしゃるのは、先が見えないという話をよくされます。本当にここって開発できるのか、何十年もそのままで進んでいないのに、今後開発ができる見込みがあるのか、みたいな話をすごくするんですね。というのは、情報がほとんど流れていない。スケジュールもそうですし、手法もそうでしょうし。そういう部分が市民の中では不満に思っている部分がすごくあるかなと感じています。ここで協働と言いつつ、協働するためにはどういうことを考えていかなければいけないのかということは、行

政が考えるべき話かなと思うのですが、それについて明記があまりされていないかなと感じています。この辺について、どうされるのか伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

(寺木委員長)

事務局、お願いします。市役所側がどういう体制を作り、市民との協働の体制を作るのか、その受け皿は具体的に検討されているのか。既に組織があるなら、今後どのようにして周知していくのか、なければどう立ち上げていくのか、現段階の事務局のお考えで結構ですので、簡単にご説明していただければと思います。

(事務局)

確かに1つの例として、何か事業や計画を立てるのは、行政側として立てていったときに、市民に協働というところを求めているところで、情報提供が遅いというふうに感じられているのが現状だと思います。ですので、今後、都市計画やいろいろな事業を計画していくことも多いと思います。そのときに、当然市民の方も一緒に考えていくということが大事だと思います。なるべく早い段階で、決まったものを市民の方にお伝えするのではなくて、一緒に考えていくとか、市のほうとしてもなるべく情報提供や話し合いの場というのを設けられるように心がけていきたいと思っております。以上です。

(齊藤委員)

ありがとうございます。よく市民の人がおっしゃるのは、なかなか情報が流れてこないの、やる気があるのかどうかわかりづらいという部分をかなりおっしゃっているので、できるだけそういう情報を流しながら、連携を深めていっていただければということで、そういうところも含めて表現をいろいろと工夫していただければと思います。以上です。

(寺木委員長)

ありがとうございます。

(事務局)

参考にさせていただきます。ありがとうございます。

(寺木委員長)

他にいかがでしょうか。

それでは、この部分につきましても今週中に、ご意見、ご質問等がありましたら、事務局までお願いいたします。

(寺木委員長)

引き続きまして、次の項目、「立地適正化計画の防災まちづくりの方針、取組方針、取組施策の展開について」ということで、(3)のご説明を事務局お願いいたします。

(事務局)

お配りした資料の中で、右上に資料4と書かれている資料から説明させていただきます。

立地適正化計画の構成として7項目ありまして、本日は項目3、5、6、7の赤で網掛けされている立地の適正化に関する内容、青で網掛けされている防災指針の内容、緑で網掛けされている共通事項について、ご意見等をいただければと思います。

資料の1ページの2. 防災に関する基本的な方針について。

防災まちづくりは、施設整備やリスク分析を踏まえた地域での災害リスクの認識の共有など、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策が重要です。

上位計画である国土強靱化地域計画や、関連計画である地域防災計画、都市計画マスタープランと整合を図り、各種の災害リスクを低減、回避し、安全・安心に住み続けられることを目的に、「防災」の課題解決に向けたまちづくり方針を『安全・安心に住み続けられる「強くしなやか」なまち』と設定します。

次に、資料の2ページ目をご覧ください。

令和3年度の会議でご提示させていただきました、本市の防災の課題に対して、取組方針、取組施策を設定しました。また、取組施策につきましては、短期、中期、長期(5年、10年、20年)のスケジュールも設定しております。

リスク低減にかかる施策につきましては、国土強靱化地域計画や地域防災計画の内容となっております。リスク回避にかかる施策につきましては、立地適正化計画独自に記載している取組施策となっております。

資料の3～4ページにつきましては、災害リスクごとの取組方針、取組施策を図面に落としした概要版となっております。

以上が、議題(3)防災まちづくり方針、取組方針・取組施策の展開についての事務局からの説明となります。

(寺木委員長)

ご説明いただきありがとうございます。ご質問、ご意見等がございましたらよろしくお願いたします。

(齊藤委員)

いくつか疑問に思ったことがあったので、一緒に聞きたいと思います。先ほどの都市計画マスタープランの資料11ページの君津地区の施策方針で、小糸川沿いの区域など、水害時の浸水被害が懸念される地域の総合的な治水対策の促進と記載があります。これは、小糸地区も非常に多いのかなと感じております。特に、中村橋付近の河

川が狭く、河道拡幅が困難な事情があるのかなと感じております。三直の六三橋の手前、馬登川と合流する地点、特に三直は川がかなり迂回されている場所があります。以前、災害復旧の際に、河川のショートカットをした経緯があったと思うのですが、そのような方法も検討すべきではないかと思っております。資料中では具体的な内容まで踏み込んでいないのですが、そのような考えがあるのかどうか、考え方だけお示しいただければと思います。

(寺木委員長)

事務局の方をお願いなのですが、市全体の話と、都市計画の話と切り分けてお話しいただけますか。これは防災の話なので、考え方そのものは都市計画区域の内外で共通にしないとまずいと思うのですが、全域を都市計画でやりますという話でもないはずなので、そういう意味では、市としてはこういうお考えで、特に都市計画だから君津地区ではこういうことでおやりになっている。それ以外については、防災なので基準は一緒で、市としては取り組むが、この計画ではあまり細かくは書けないよというお話だと思います。今回の都市計画マスタープランの委員会でお話になった内容は、必ずしも全部適用できるとも限りませんので、そのあたりご説明をわかりやすくしていただければ、混乱しないようにしていただければと思います。

(事務局)

ご質問ですが、都市計画マスタープランのご回答でよろしいですか。一例を挙げていただいた小糸地区の河川の治水対策の推進は、君津地区に記載がありますが、小糸地区には記載していない状況でございます。小糸川は千葉県が管理している河川で、河川整備の方向性まで踏み込めていない部分もありましたので、現在のところ、小糸地区の方針には記載しておりません。

立地適正化計画の防災指針につきましては、細かなところまでは明記をしていないという状況でございます。以上です。

(寺木委員長)

今のご説明は、防災の話、最終的には人の生命に関わる話なので、都市計画区域の中、市街化調整区域、それ以外の都市計画区域外でも、君津市の災害に対しての考え方自体は変わらないということだと思います。それに基づいて、立地適正化計画ではいろいろ手立てがあるわけですから、居住の調整とか、機能を誘導するに当たっていろいろなことをお考えになっている。都市計画マスタープランも立地適正化計画の防災指針も、市全域を対象にして評価まではやる。その後、都市計画で対応する部分については、それぞれの制度に基づいて対策をまとめているという位置づけだと理解しているのですが、僕の考えは事務局のお考えと合っていますか。

(事務局)

委員長のおっしゃるとおりです。ありがとうございます。

(寺木委員長)

よろしいでしょうか。都市計画のマスタープランとか都市計画の制度に基づく立地適正化計画なので、そこに記載される内容はそれぞれの制度に合ったものであるということでは、やらざるを得ないと思いますので、考え方としてはそうなると思います。

(齊藤委員)

将来的には、まちづくりをする上で災害というのはすごく大事な部分がありますので、その辺のところをしっかりと考えていっていただきたいと思います。以上です。

(寺木委員長)

他にいかがでしょうか。

(酒井委員)

今、土木事務所で小糸川、二級河川の管理をさせていただいておりますが、整備もそうなのですが、脱線するような話になってしまうかもしれませんが、今、国のほうで考えている河川のあり方のお話なのですが、流域治水という言葉を使いまして、いわゆる地形というか、その土地の特性をまずしっかり把握した上で、溢れやすいところはどこなのかとか、低いところはどこなのかというのをしっかり把握した上で、被害に遭ったら甚大な損失をする、人命もそうですが、財産も損失してしまうようなところについては、過去の浸水実績も踏まえて集中的にハード整備をしよう。ただ、すべてハード整備できるわけではないので、これは昔からもそうですし、税金を投入してやるにも限りがありますので、選択と集中という言葉の中で、やるところと、やれないけどしっかり逃げよう、危険なところはどこかというところを改めてみんなで把握しようという考え方で、今、河川整備なり河川のあり方というものを考えているというのが現状となっております。

そういった中で、小糸川については、昭和45年、46年にこの地区は大災害がありまして、そのときに、災害復旧助成事業ということで、人見橋だったり、河口から松川橋、国道のところまでは集中的に整備を暫定的にやったのですが、それ以上は大きなテコ入れはできていない。ただ、できていない中でも大きな災害というか、浸水被害を受けていないというところも側面としてあります。ただ、何でそれが起きていないかといいますと、先ほど齊藤委員からも話が出ましたが、我々、水域で中島地区と呼んでいますが、その地区については溢れやすいんですね。ただ、溢れやすいと言っても地区の皆様が一番よくわかっていまして、溢れることを許容していただいているというのが正しい言い方なのかなと思うのですが、お水とつき合っているという状況なのかなと思います。いわゆる溢れやすいとか、水とつき合う、リスクはここにあるんだよというのが、まさに今ここで事務局から提示されているリスクの分布図なの

かなと私は思っております。

私の意見なのですが、資料の3ページ、4ページで取り組みの概要が出ているのですが、正直パッと見てわかりづらいというのですか、情報が多すぎてしまうというか、私からすると洪水は洪水で1枚、高潮のところは今くっつけていますが、高潮と津波は海からの外力になるのでひとまとめになるのかなとか、地震に伴って液状化があるのかと思うので、それはワンセットなのかなとか、まずそういう分け方が、情報が多すぎてしまうというのと、もう少し市民の方がパッと見てわかるような、シンプルな形で表示されるほうが整理がしやすくわかりやすくなるのではないかと思います。それが、災害リスクを理解していただくということにつながるのかなと思います。私の感想というか、もう少し簡素化してみてもどうですかというのが私の意見になります。

(寺木委員長)

簡素化というよりも、わかりやすく情報提示の仕方を考えてほしいというご意見という理解でよろしいですか。事務局、何かございますか。

(事務局)

酒井委員からいただいた意見を踏まえまして、災害リスクごとの取組方針・取組施策の概要の見せ方につきましては、検討していければと思っております。ありがとうございます。

(寺木委員長)

都市計画マスタープランのほうはこのまま冊子になりそうですが、立地適正化計画のほうはこのまま冊子になるイメージではなくて、まだまだ手が入る。冊子というか、計画書として公表するようなものにするには2工程、3工程はまだまだあるよ、そういうイメージでいたのですが、そういう考えでいいですか。

(事務局)

大筋は会議資料をもとにという形になりますが、委員からもいろいろ見せ方等のお話がありましたので、そういった内容につきましては参考にさせていただきます、資料の修正等を行いながら計画書の作成を進めさせていただければと思っております。

(寺木委員長)

他にご意見、ご質問がございましたらよろしく願いいたします。

(刈込委員)

都市計画マスタープランにしても立地適正化計画にしても、見ただけでお腹いっぱいというような感じを受けました。

まず大事なものは、例えば行政だけが旗を振っても、それに市民がついてこない、これは多分失敗すると思います。社名変更なんかもそうです。トップが旗を振っても、そこで働く人間の意識改革がないと、これは必ず失敗します。ですから、こういったものの実現に向けた取り組みの中に、市民、事業者、行政の都市づくりというような、三者が協働でやるという言葉で書かれています、市民ですとか、そういった方々にもっとわかりやすく説明できるような資料を作るべきではないでしょうか。

防災にしてもそうですが、記載内容が多いので市民はまず見ません。ですから、もっとわかりやすくしたものを作って、市民の皆さんの意識をどうやって改革していくかということも考えていただければと思います。

私は今年、君津地区周西地区の連合連絡協議会の会長もやらせていただいております。君津市の連絡協議会も役員として携わっておりますが、特に災害で言えば、例えば九州のほうはしょっちゅう台風が来ている。東北の岩手、宮城のほうは大きな地震がある。そういうところでさえ対策が取られているにもかかわらず、大きな地震が来ますとあれだけの被害を受ける。この辺は、今まで大きな災害というものはありませんでした。ついこの間の台風15号のときは、やっぱり対策が取れていなかった。大きな地震や台風が、今、気候変動で世界が変わっていますので、いつこの辺にも線状降水帯ですとか、相模トラフですとか、南海トラフに起因するような大きな地震が起こるかもしれません。そのときに災害に慣れていないといいますか、そういった人たちに対して、もしそういう事態になったときには、多分対応できない状況になるのではないかと考えております。ですから、市民の意識を向上させるような資料をご検討いただければと思っております。以上でございます。

(事務局)

ありがとうございます。この計画につきましては、やはり行政だけのものではありません。資料3の都市計画マスタープランの中でもありましたとおり、市民の方、事業者、行政の協働によるものになっております。ですので、市民の方が見やすいものにしていかなければいけないと思っております。難しい技術的な部分もありますが、なるべく市民にわかりやすい表現を心がけて作り込みをしていきたいと思っております。

(寺木委員長)

他にいかがでしょうか。

(酒井委員)

私も行政の立場で、今、事務局さんの答えがかなり苦しいというのはよくわかって、多分、この手の計画を作られるときにはある程度難しい言葉を使って作らなければいけない部分もあると思うので、これはこれで作っていただいていると思うのですが、先ほどから出ていますように、わかりやすい資料も必要だと思います。だから、市民

の方にわかりやすいバージョンを別に作るという二本立てでもいいのかと思います。両方満足するものというのは、作るのがかなり難しいなど私も立場的によくわかるので、そんな形で工夫されることを願っていますということをお願いしたいと思います。

(寺木委員長)

僕もつけ加えますと、学生扱いして大変申し訳ないのですが、学生に言うのが、目的によって資料は作り方が変わるよと。国の資料もそうですが、国の資料は引き継ぎ資料代わりで、とにかく全部盛り込んで、書き漏れがないように全部詰め込むんですね。あれを見て学生が作り、それで卒業の発表をされてしまうと、すごい字が並んでいて、全部書いてあるけど、発表をその時間で理解するのは無理なんですね。そうではなくて、内容に書き漏れがない資料と、読んでわかる資料と、配る資料。目的に応じて作り分けが必要というのが、酒井委員のお話なのではないかと思います。

他にいかがでしょうか。なければ、この件につきましても、もし言い忘れたとか後で気がついたということがあれば、今週いっぱい事務局にご連絡いただければと思います。

(寺木委員長)

引き続きまして、「誘導施設の設定について」ということで、(4)のご説明をお願いします。

(事務局)

資料の5ページをご覧ください。

誘導施設とは、都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設となります。都市機能誘導区域につきましては、資料の右の図3-1の青枠内が、都市機能誘導区域となります。

資料の左に記載の誘導施設設定に関する国の考え方に基きまして、君津市の誘導施設の考え方を、『「都市交流拠点として市民の日常利便性の維持・向上やまちの玄関口としての魅力、求心力を高めるため施設や集客性の高い施設」、「公共交通の利便性の高い拠点に立地・集積していたほうが利用しやすい施設」と整理しました。誘導施設設定の考え方をと、6ページに誘導施設の詳細を示しております。

誘導施設として、市役所本庁舎、保健福祉センター、大型小売店舗、銀行等、図書館、生涯学習交流センターを設定しております。

中心拠点である君津駅周辺に配置が望ましい拠点型のものと、地域に満遍なく配置されていることが望ましい分散配置型に分け、拠点型のものを誘導施設に設定しております。

以上が、議題(4)誘導施設の設定について、事務局からの説明となります。

(寺木委員長)

ご説明ありがとうございました。ご質問等がございましたら、よろしくお願いたします。

(齊藤委員)

この地域、今、指定されている場所なのですが、かなり狭いなと感じたのですが。バリアフリー基本構想の重点整備地区が確かこのぐらいでしたよね。君津市バリアフリー基本構想で設定した場所が今の青いゾーンぐらいだったと思うのですが。

(事務局)

そうです。もう少し、君津中央公園まで広いのですが、似たような区域になっています。

(齊藤委員)

そのときにもいろいろお話させてもらったときは、あまりにも狭い部分ではないのかなと。この中で医療機関は数件しかないし、ショッピングセンターも少ないし、都市機能誘導区域と言うわりには、疑問に感じた部分があるのですが。なぜこのぐらいの地域になってしまったのかを含めてお伺いできればと思います。

(寺木委員長)

事務局、ご説明をお願いします。

(事務局)

都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域として、鉄道駅に近い業務・商業などが集積する地域と、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域ということで都市機能誘導区域の定義が定められているのですが、君津市で言えば、駅前が対象となるような考え方のもと、区域を設定させていただいたところになります。

(寺木委員長)

国が制度を作るに当たって決めた基準を、君津市に当てはめるところなりということですね。

(事務局)

そういうことです。

(齊藤委員)

国が決めたものならしょうがないのですが、人がたくさん集まるところはもっと国道沿い、例えばジョイフルとかイオンとか医療機関がもっとあるのではないかという

のをすごく感じていまして、あまりにも狭い部分すぎないか。そんなイメージを持ったので、そんな話をさせてもらいました。以上です。

(寺木委員長)

追加の補足説明はございますか。

(事務局)

先ほども少し都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域としてご説明させていただいた中で、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域ということで、公共交通結節点となっている駅前というところを中心に、現状の用途地域が商業地域であるなどの、用途地域等も踏まえた上で設定させていただいた区域になります。この区域の範囲で現状は設定させていただいているところになります。

(寺木委員長)

立地適正化計画の都市機能誘導区域であれば、この地域にせざるを得ない。それ以外に、どうしても都市機能に類するようなものを充実させなければ、残念ながら別の方法を考えざるを得ないというのが今の仕組みなので、もしそういう必要があるのであれば、別の何かしらの、今、具体的にアイデアがあるわけではありませんが、そういう手段を使って機能を誘導するということを考えざるを得ないというのが残念ながら今の状況であるとお考えいただければと思います、という説明でよろしいでしょうか。

他にいかがでしょう。ないようでしたら、この件につきましても、後から気がついたとかご質問、ご意見がございましたら、今週いっぱい事務局までご連絡をお願いします。

(寺木委員長)

最後、「誘導施策、計画の推進について」ということで、(5)についてご説明をお願いします。

(事務局)

資料の7ページをご覧ください。

本計画のまちづくり方針の実現に向けて、誘導方針を踏まえた都市機能誘導、居住誘導、公共交通の視点から、誘導施策を7ページに整理しました。

都市機能誘導に関する施策といたしまして、方針1、方針2をもとに施策の視点を、①誘導施設の維持・充実、②空地・空家・空き店舗の有効利用、③快適な移動環境の形成と整理し、この3つの視点をもとに施策を設定しております。

次に、居住誘導に関する施策として、方針2をもとに施策の視点を、①移住・定住の支援、緩やかな居住誘導、②住みたくなる居住地の形成、③快適な移動環境の形成

と整理し、この3つの視点をもとに施策を設定しております。

最後に、公共交通に関する施策として、方針1、方針2をもとに施策の視点を、①公共交通の利用促進、②新技術の活用と整理し、この2つの視点をもとに施策を設定しております。

次に、資料8ページをご覧ください。

まちづくりの方針、誘導方針、防災まちづくりの方針を踏まえて、「都市機能」「居住」「公共交通」「防災」に関する目標値、期待される効果について、資料のとおり設定します。

都市機能に関する目標については、現状値と同数以上で設定しました。

居住や公共交通において設定している人口密度に関する目標値につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した値でありまして、本計画では、上位計画である総合計画の人口フレームや都市計画マスタープランにおいても人口減少と見込んでいますので、この推計値以上を目標と設定しています。長期目標値につきましては、このまま推移すると40人/haを切る数値となっているため、都市計画区域の設定基準の一つである40人/haを目標値としております。

防災に関する目標値につきましては、レッドゾーン内の居住人口割合について、20年後の長期目標値において0となるような目標としています。

また、自主防災組織カバー率、住宅の耐震化率についても目標値として設定しております。

これらの目標指標等が達成されることによる、期待される効果については、矢印下の効果指標となります。

目標値の設定年次における評価・検証をするとともに、総合計画の計画期間を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを実施してまいります。

以上が、議題(5)誘導施策、計画の推進について、事務局からの説明となります。

(寺木委員長)

ご説明ありがとうございます。ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いたします。

それでは、この件につきましても、ご意見、ご質問等、後から気がついたところがありましたら、今週いっぱい事務局にご連絡いただければと思います。

それでは、議事を事務局にお返しします。

3. その他

(司会)

ありがとうございます。続きまして、3、その他につきましても、事務局より次回のスケジュールについて、ご説明させていただきます。

(事務局)

次回の日程について報告させていただきます。次回は7月上旬に書面にて開催を予定しております。今まで検討した内容のものをとりまとめた骨子段階のものを確認していただく予定であります。以上です。

(寺木委員長)

骨子というのは、もう公表ないしはパブコメに向けてこれで行きますというものという意味ですね。

(事務局)

現状の予定なのですが、8月に各地区でパネル展示式のオープンハウスを開催する予定になっておりますので、その中で骨子段階のものを提示する予定になっております。パブコメにつきましては、このオープンハウスの内容を踏まえた上で、また素案という形で内容をまとめさせていただいたものを、パブコメで内容を見ていただく形で考えております。

(寺木委員長)

今日と今週いっぱいのご意見とかご質問を踏まえてある程度改定をして、それを骨子としてまとめたものをオープンハウスにかけて、そのオープンハウスにかけて出てきた意見なりを踏まえて素案にしてパブコメにかける。パブコメにかけて出てきた意見、出てこないかもしれませんが、それでバージョンアップして、またこの委員会を開いて最終案にする、そういうイメージでよろしいですか。

(事務局)

今、委員長がおっしゃったとおりのスケジュールとなっております。

(寺木委員長)

次の委員会としては書面で骨子としてまとめたものの確認が7月ぐらいで、その後、最終案に向けて、事前の打ち合わせだと11月となっていましたか。

(事務局)

次の外部会議は7月上旬で骨子を書面にて確認していただいて、その内容をオープンハウスで見えていただいて、反映したものを10月に確認していただきます。

(寺木委員長)

パブコメ前に1回開くのですね。

(事務局)

開きます。パブコメ前に素案を10月にまた会議を開かせていただきまして、内容

を審議していただければと思っております。

(寺木委員長)

パブコメの後、最終案でもう1回開くのですか。それともでき上がりの報告になるのですか。議会を通してでき上がりの報告をするのですか。

(事務局)

パブコメの後に、1月に会議を予定しております。

(寺木委員長)

そうすると、年度内に実際にお集まりいただくのは2回ぐらいですか。

(事務局)

そうです。対面で集まっていたいただくのは2回を予定しております。

(寺木委員長)

ご多忙中に大変恐縮ではございますが、ご協力いただければと思います。

(司会)

そのほかにご質問等ございますでしょうか。質問だけではなくて、委員の皆様からもご意見とかございましたらお願いいたします。

(酒井委員)

今の話ですが、スケジュールのペーパーをいただけますか。全然わからないので、予定もあるので、どういう流れでやるかというのを教えてください。

(事務局)

わかりました。今後のスケジュールを改めて委員の皆様にお配りさせていただきます。

(酒井委員)

ありがとうございます。

(事務局)

その他にございますか。大丈夫でしょうか。

4. 閉会

(司会)

それでは、他にないようですので、以上をもちまして、令和4年度第1回君津市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定検討専門委員会を閉会させていただきます。本日はご多用の中、長時間にわたりまして誠にありがとうございました。